

「十日町市プレミアム商品券 ときどきクーポン」

実施要項・加盟店募集要項

1. 目的

エネルギー価格を始めとする物価高騰の影響を大きく受けている市民の家計負担の軽減と、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で地域経済の回復を図ることを目的に、プレミアム付き商品券の発行を行う。

2. 発行総額

2億5千万円（内プレミアム分5千万円）

3. 発行内容

1冊 10,000円（500円券×25枚綴り：12,500円分）を2万冊発行

■プレミアム商品券の構成

- ① 中小店・大型店共通券（500円券）：7枚 *すべての加盟店で使用できます
- ② 中小店専用券（500円券）：18枚 *大型店では使用できません

4. 有効期間

令和4年12月1日（木）～令和5年1月31日（火）

*有効期間を過ぎた商品券は無効となります

5. 加盟店

十日町市内の小売業、サービス業（飲食業、旅館業、理美容業等）、運輸業、建設業等
ただし、下記に該当するものは対象外とします

・公序良俗保持の観点から風俗・娯楽業を営む事業者（公金が支出されることから）

6. 加盟店負担金

中小店：（会議所・商工会の会員） 0% （会議所・商工会の非会員） 3%

大型店：（会議所・商工会の会員） 3% （会議所・商工会の非会員） 6%

■本事業でいう大型店とは、下記の中小企業を超える規模の事業者をいう

* 中小企業基本法第2条 中小企業者の定義

小 売 業：資本金5千万円以下又は従業員50人以下の企業

サ ー ビ ス 業：資本金5千万円以下又は従業員100人以下の企業

建設業、運輸業等：資本金3億円以下又は従業員300人以下の企業

* 但し、

① 大規模小売店舗立地法において、都道府県への届出小売店舗面積が1000㎡以上に該当する中小店の大規模小売店舗は、大型店扱いとします

② 中小企業基本法又は大規模小売店舗立地法の定義で大企業であっても、十日町市に本社が所在する企業は中小店扱いとします

7. 販売について

○販売期間：令和4年12月1日（木）～12月7日（水）

○購入上限：1世帯1冊（1万円）

○購入方法：購入券（市報11月10日号に折込みのプレミアム商品券のお知らせチラシに印刷します）と引換えに販売します

* 販売時間は各販売所の営業（開館）時間とします

* 支所、公民館、商工会、浦田地区交流センターでの土日販売は行いません

※売れ残った場合は再販売を行います

○販売期間：令和4年12月11日（日）～売り切れまで

○購入上限：残数により決定します

○購入方法：購入券（市報11月10日号に折込みのプレミアム商品券のお知らせチラシに印刷します）と引換えに販売します

* 販売時間は各販売所の営業（開館）時間とします

* 公民館での販売は行いません。浦田地区交流センターでの土日販売は行いません。

8. 販売所

①商工会議所・商工会

十日町商工会議所、水沢商工会、川西商工会、中里商工会、松代町商工会、松之山商工会

②市役所・公民館

十日町市役所本庁、中条公民館、下条公民館、吉田公民館、水沢公民館

十日町市役所川西支所、十日町市役所中里支所、十日町市役所松代支所、十日町市役所松之山支所

③各地区加盟店の中から数店を販売所として依頼します

9. 加盟店登録方法

①加盟店登録申込書兼誓約書に必要事項記入のうえ、**10月13日（木）**までに十日町商工会議所、各商工会にFAX等でお申し込み下さい

②期日までにお申し込み頂いた場合は、市報11月10日号に折込みのお知らせチラシに掲載します

10. 加盟店換金方法

①加盟店は商品券裏面の引換店の欄に店名をご記入ください（ゴム印でも結構です）

②加盟店は使用された商品券を事務局へご提出ください（土・日・祝日閉館）

③事務局は額面から換金手数料を引いた額を、加盟店指定の口座に2週間以内に振り込みます

④換金期限は**令和5年2月10日（金）**までです

* 期限を過ぎた商品券は無効となりますのでご注意ください

令和4年12月12日（月）までは「十日町市プレミアム商品券 わくわくクーポン」の換金期間と重複するため、回収した商品券は必ず分けて事務局にご持参ください。

